- 1. 外貨普通預金規定
- 1-①外貨普通預金 取引〈通帳口〉
- 1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行が定める国内本支店で預入れまたは払戻しができます。

2. (取扱日)

この預金は、当店の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れまたは 払戻しができないことがあります。

- 3. (預金口座への受入れ)
 - (1)この預金の預入額は、通帳表面記載の当該外貨1通貨単位以上の金額とします。
 - (2)この預金口座には次のものを受入れます。
 - ①円貨現金
 - ②当店を支払場所とする手形、小切手その他の証券で当店で決済を確認したもの
 - ③為替による振込金
 - (3) 当店以外を支払場所とする手形、小切手その他の証券は、代金取立として取扱い、決済を確認した後に、この預金口座に受入れます。

代金取立については、別に定める当行所定の取立規定により取扱います。

- (4) 外貨現金での預入れは受入れておりません。
- 4. (預入の確約)

預入れの前にあらかじめこの預金口座に預入れる旨の意思表示を行い確約した場合には、預入日に当行所定の方法により預入れをしてください。万一、これに違背した場合には、それにより生じた損害金をお支払いください。

- 5. (預金の払戻し)
 - (1)この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してこの通帳とともに提出してください。
 - (2)この預金の通貨種類と異なる通貨(以下「異種通貨」といいます。)で払戻すときは、当行計算実行時の外国為替相場により換算した当該外貨金額相当の異種通貨が1通貨単位以上となるように払戻請求してください。
 - (3)外貨現金での払戻しは受入れておりません。
- 6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高1通貨単位以上について当該外貨1通貨単位を付利単位 として、毎年2月と8月の当行所定の日に、当行所定の利率および計算方法によって算出のう えこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7. (外国為替相場)

この預金口座への預入れ、またはこの預金口座からの払戻しの際に適用される外国為替相場は、当行計算実行時の相場とします。

- 8. (差引計算等)
 - (1)当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかんにかかわらず、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
 - (2)前記(1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または 弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種

類の通貨に換算できるものとします。

- 9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)
 - (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、 当行は責任を負いません。
 - (2)前記(1)の届出の前に、通帳や印章を失った旨電話による通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。
 - (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所 定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めること があります。なお、通帳を再発行する場合には、店頭表示の再発行手数料をいただきます。

10. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の 氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等につい て、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(2) と同様に届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名 鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類 につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負 いません。

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います

13. (反社会的勢力等との取引拒絶)

この預金口座は、後記15. (3)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記15. (3)各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

14. (取引等の制限)

- (1)預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (2)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

- (3) 本 14. (1) の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
 - ①不相当に多額または頻繁と認められる円貨現金での入出金取引
 - ②外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
 - ③当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (4) 本 14. (1) から (3) に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前 3 項の取引等の制限を解除します。

15. (解約等)

- (1)この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店のほか当行が定める国内本支店に申出てください。
- (2)次の各号のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の 意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が前記12. (1)に違反した場合
 - ③この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはその おそれがあると認められる場合
 - ④預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、 または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電 話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - ⑤法令で定める本人確認等、および前記 14. (1)で定める当行からの通知等による各種確認や 提出された資料が偽りである場合
 - ⑥この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引 に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点 で当行が預金口座解約が必要と判断した場合
 - ⑦前記①から⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この取引停止または解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この取引停止または解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ①預金者が口座開設申込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する こと
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害 を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用している認め られる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与 をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした 場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務 を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

- (5)前記(2)から(4)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (6)解約する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

16. (適用法令等)

- (1)この預金には、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。
- (2)この預金に関して訴訟の必要を生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

17. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

- 18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
 - (1)この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本18. (1)から(5)の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保する

ために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2)相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を 指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で 担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務であ る場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

1-②外貨普通預金 取引〈照合表口〉

- 1. (取扱店の範囲)
 - (1)この預金は、当店のほか当行が定める国内本支店で預入れまたは払戻しができます。
 - (2)この預金口座開設は、原則として「アクセスジェイ(ネットアクセス)」契約者が「インターネットバンキング」取引を利用した場合に開設することができるものとします。

「アクセスジェイ」の利用については常陽ダイレクトバンキング利用規定により取扱います。

2. (取扱日)

この預金は、当店の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れまたは 払戻しができないことがあります。

- 3. (お取引照合表)
 - (1)この預金については通帳を発行しません。
 - (2) この預金の取引明細は、当行が作成する「外貨預金お取引照合表」に記載して交付します。
- 4. (預金口座への受入れ)
 - (1)この預金の預入額は、「外貨預金お取引照合表」記載の当該外貨1通貨単位以上の金額とします。
 - (2)この預金口座には次のものを受入れます。
 - ①円貨現金

- ②当店を支払場所とする手形、小切手その他の証券で当店で決済を確認したもの
- ③為替による振込金
- (3) 当店以外を支払場所とする手形、小切手その他の証券は、代金取立として取扱い、決済を確認した後に、この預金口座に受入れます。

代金取立については、別に定める当行所定の取立規定により取扱います。

(4)外貨現金での預入れは受入れておりません。

5. (預入の確約)

預入れの前にあらかじめこの預金口座に預入れる旨の意思表示を行い確約した場合には、預入日に当行所定の方法により預入れをしてください。万一、これに違背した場合には、それにより生じた損害金をお支払いください。

6. (預金の払戻し)

- (1)この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出してください。
- (2)この預金の通貨種類と異なる通貨(以下「異種通貨」といいます。)で払戻すときは、当行計算実行時の外国為替相場により換算した当該外貨金額相当の異種通貨が1通貨単位以上となるように払戻請求してください。
- (3)外貨現金での払戻しは受入れておりません。

7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高1通貨単位以上について当該外貨1通貨単位を付利単位 として、毎年2月と8月の当行所定の日に、当行所定の利率および計算方法によって算出のう えこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8. (外国為替相場)

この預金口座への預入れ、またはこの預金口座からの払戻しの際に適用される外国為替相場は、当行計算実行時の相場とします。

9. (差引計算等)

- (1)当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかんにかかわらず、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
- (2)前記(1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または 弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種 類の通貨に換算できるものとします。

10. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2)前記(1)の届出の前に、印章を失った旨電話による通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。
- (3) 印章を失った場合のこの預金の払戻し、または解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の

氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(2)と同様に届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行に届出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当店は責任を負いません。

12. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名 鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類 につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負 いません。

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

14. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記16. (3)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記16. (3)各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

15. (取引等の制限)

- (1)預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (2)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 本 15. (1) の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
 - ①不相当に多額または頻繁と認められる円貨現金での入出金取引
 - ②外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
 - ③当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (4) 本 15. (1) から (3) に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前 3 項の取引等の制限を解除します。

16. (解約等)

- (1)この預金口座を解約する場合には、当店のほか当行が定める国内本支店に申出てください。
- (2)次の各号のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の 意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が前記13. (1)に違反した場合
 - ③この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはその おそれがあると認められる場合
 - ④預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、 または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電 話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - ⑤法令で定める本人確認等、および前記 15. (1)で定める当行からの通知等による各種確認や 提出された資料が偽りである場合
 - ⑥この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引 に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点 で当行が預金口座解約が必要と判断した場合
 - ⑦前記①から⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この取引停止または解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この取引停止または解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ①預金者が口座開設申込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団 準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を もってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした

場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務 を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

- (5)前記(2)から(4)により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (6)解約する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

17. (適用法令等)

- (1)この預金には、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。
- (2)この預金に関して訴訟の必要を生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

18. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

- 19. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
 - (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本19. (1) から(5) の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 - (2)相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を 指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当 該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるもの とします。
 - ②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
 - (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間 を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。 また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定 めによるものとします。
 - (4)相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2021年10月11日現在)